

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年2月12日(2016.2.12)

【公開番号】特開2014-228664(P2014-228664A)

【公開日】平成26年12月8日(2014.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2014-067

【出願番号】特願2013-107519(P2013-107519)

【国際特許分類】

G 03 F	7/095	(2006.01)
G 03 F	7/004	(2006.01)
G 03 F	7/037	(2006.01)
H 05 K	1/03	(2006.01)
H 05 K	3/28	(2006.01)

【F I】

G 03 F	7/095	
G 03 F	7/004	5 1 2
G 03 F	7/004	5 0 3 Z
G 03 F	7/037	5 0 1
H 05 K	1/03	6 7 0 Z
H 05 K	3/28	F
H 05 K	3/28	D

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月16日(2015.12.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アルカリ現像型樹脂組成物からなる樹脂層(A)と、
該樹脂層(A)を介してフレキシブルプリント配線板に積層される樹脂層(B)と、
を有する積層構造体であって、

前記樹脂層(B)が、イミド環を有するアルカリ溶解性樹脂と光塩基発生剤と熱反応性化合物を含む感光性熱硬化性樹脂組成物からなることを特徴とする積層構造体。

【請求項2】

前記樹脂層(A)と前記樹脂層(B)が共に、光照射によりパターニングが可能である請求項1に記載の積層構造体。

【請求項3】

フレキシブルプリント配線板の屈曲部および非屈曲部のうちの少なくともいずれか一方に用いられる請求項1または2に記載の積層構造体。

【請求項4】

フレキシブルプリント配線板のカバーレイ、ソルダーレジストおよび層間絶縁材料のうちの少なくともいずれか1つの用途として用いられる請求項1~3のいずれかに記載の積層構造体。

【請求項5】

請求項1~4のうちいずれか一項に記載の積層構造体の少なくとも片面が、フィルムで支持または保護されていることを特徴とするドライフィルム。

【請求項 6】

フレキシブルプリント配線板上に請求項1～4のうちいずれか一項に記載の積層構造体の硬化物の絶縁膜を有することを特徴とするフレキシブルプリント配線板。